

審決

不服2014-13097

アメリカ合衆国 ニューハンプシャー州 03051 ハドソン ウェントワース
ドライブ 5
請求人 アトリウム メディカル コーポレーション

大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーC 山本特許法律
事務所
代理人弁理士 山本 秀策

大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーC 山本特許法律
事務所
代理人弁理士 森下 夏樹

大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーC 山本特許法律
事務所
代理人弁理士 飯田 貴敏

大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーC 山本特許法律
事務所
代理人弁理士 石川 大輔

大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーC 山本特許法律
事務所
代理人弁護士 山本 健策

特願2011-531009「架橋脂肪酸を基材とした生体材料」拒絶査定不服審判事件〔平成22年4月15日国際公開、WO2010/042134、平成24年3月1日国内公表、特表2012-505025〕について、次のとおり審決する。

結論

本件審判の請求は、成り立たない。

理由

第1 手続の経緯

本願は、2008年12月3日（パリ条約に基づく優先権主張：2008年10月10日（米国）、2008年12月1日（米国））を国際出願日とする出願であって、平成26年3月4日付で拒絶査定がなされたのに対して、平成26年7月7日に拒絶査定不服の審判請求がなされ、それと同時に手続補正書が提出されたものである。

第2 平成26年7月7日付け手続補正についての補正の却下の決定

<補正の却下の決定の結論>

平成26年7月7日付けの手続補正（以下、「本件補正」という。）を却下する。

<理由>

1 補正の内容

本件補正は特許請求の範囲を補正するものであって、特許請求の範囲の請求項1について、本件補正前の

「医療デバイス用コーティングであって、

前記コーティングは、架橋脂肪酸を含み、前記脂肪酸は、5～50%のC16脂肪酸を含み；そして、

前記コーティングは、インビボで遊離脂肪酸、グリセリドおよびグリセロールに加水分解する、コーティング。」を、

「医療デバイス用コーティングであって、

前記コーティングは、架橋脂肪酸を含み、前記脂肪酸は、5～50%の

C 1 6 脂肪酸を含み；

前記コーティングは、インビボでの加水分解を促進するのに十分な量のカルボン酸基を含み；

前記コーティングは、外部架橋剤を含まず；そして、

前記コーティングは、インビボで遊離脂肪酸、グリセリドおよびグリセロールに加水分解する、コーティング。」とする補正（以下、「補正事項 1」という。）を含むものである。

2 補正の目的

補正事項 1 は、（1）「前記コーティングは、インビボでの加水分解を促進するのに十分な量のカルボン酸基を含み」および（2）「前記コーティングは、外部架橋剤を含まず」を発明特定事項として追加することを含むものであるが、（1）については、本件補正前の請求項 1 8 における「インビボでの加水分解を促進するのに十分な量のカルボン酸基を含む、請求項 1 …に記載のコーティング。」との記載に基づき、また（2）については、本件補正前の請求項 2 4 における「外部架橋剤を含まない、請求項 1 …に記載のコーティング。」との記載に基づきなされたものといえる。

このため、補正事項 1 は新たな技術的事項を導入するものではないから、特許法第 1 7 条の 2 第 3 項に規定する要件を満たしている。

また、該コーティングに含まれるものおよび含まれないものについて限定するものであり、補正の前後で産業上の利用分野および解決しようとする課題は同一であるから、特許法第 1 7 条の 2 第 5 項第 2 号に掲げる特許請求の範囲の減縮を目的とするものに該当する。

したがって、補正事項 1 は特許法第 1 7 条の 2 第 3 項および第 5 項に規定する要件を満たしている。

3 独立特許要件

補正事項 1 は、特許法第 1 7 条の 2 第 5 項第 2 号の場合に該当するから、同条第 6 項で準用する同法第 1 2 6 条第 7 項の規定に適合しているか否かを検討する。

（1）補正事項 1 による本願請求項にかかる発明

補正事項 1 による本願請求項 1 に記載される発明（以下、「補正発明」という。）は次のとおりである。

「医療デバイス用コーティングであって、

前記コーティングは、架橋脂肪酸を含み、前記脂肪酸は、5～50%の C 1 6 脂肪酸を含み；

前記コーティングは、インビボでの加水分解を促進するのに十分な量のカルボン酸基を含み；

前記コーティングは、外部架橋剤を含まず；そして、

前記コーティングは、インビボで遊離脂肪酸、グリセリドおよびグリセロールに加水分解する、コーティング。」

（2）引用刊行物およびその記載事項

本願の出願（優先日）前に外国において頒布された刊行物であることが明らかな刊行物 A（原査定の引用文献 1）には、次の事項が記載されている。

刊行物 A：国際公開第 2 0 0 7 / 0 4 7 7 8 1 号

なお、刊行物 A は英語で記載されているところ、下記摘示はその訳である。

ア

「発明の概要

治療薬またはコーティングの分解生成物のいずれかによる慢性炎症を起こすことなく、局所組織に持続的および好ましくは制御様式で治療薬を放出および送達しうる薬物送達コーティングが望まれている。本発明はこの必要への取り組みを促進する様々な解決策を目的とする。

細胞による生体吸収可能で、かつ機械的または再灌流障害により損傷された組織（例えば、血管組織）に慢性局在化炎症を誘導することなく薬物を送達しうるコーティングであり、それにより細胞がコーティングの分解生成物を治療薬と共に消費するにつれて、コーティングおよび治療薬が細胞により摂取および代謝される、コーティングも望まれている。

様々な局面において、本発明は、一つまたは複数の治療薬の制御負荷、治療薬の持続放出、および治療薬の制御放出を容易にする、一つまたは複数の治療薬を含む疎水性非ポリマー性架橋ゲルコーティングであり、摂取および吸収されるコーティングの製造法を提供する。様々な態様において、出発原料を含む天然油から架橋ゲルを生成するのに用いる硬化条件の制御；それからゲルを生成する出発原料を含む天然油中のフリーラジカル捕捉剤の使用、またはその組み合わせにより、疎水性非ポリマー性架橋ゲルの薬物放出特性

を調整する方法が提供される。様々な態様において、本発明の方法は、ゲルの架橋の程度を制御することにより疎水性非ポリマー性架橋ゲルコーティングの薬物放出特性を調整する。様々な態様において、本発明の方法は、架橋ゲルにおける脂肪酸、トコフェロールおよび可溶性成分のレベルを制御することにより、疎水性非ポリマー性架橋ゲルコーティングの薬物送達特性を調整する。

(略)

様々な局面において、本発明は、架橋ゲル層の少なくとも一つが一つまたは複数の治療薬を含む、疎水性架橋ゲルの一つまたは複数の層を含む非ポリマー性生体吸収性薬物放出コーティングを有するコーティングされた医療デバイスを提供する。様々な態様において、薬物放出コーティングはインビボで実質的に乳酸またはグリコール酸化合物のいずれかに分解されることはない。様々な態様において、薬物放出コーティングはインビボで実質的に非炎症性化合物に加水分解する。様々な態様において、コーティングされた医療デバイスは治療薬の患者への長期局所送達を行うために、患者に埋め込み可能である。様々な態様において、送達は少なくとも部分的には経時的に放出される治療薬の全量および相対量によって特徴づけられる。様々な態様において、調整された送達特性は架橋ゲル内の可溶性成分のレベルによって制御される。様々な態様において、送達特性はインビボでのコーティング成分および治療薬の溶解性および脂溶性の関数である。」(4頁5行-5頁30行)

イ

「本明細書における教示は、硬化魚油軟部組織メッシュコーティングが薬物負荷した魚油コーティングの埋め込みデバイスからの放出特性を調節可能としうることを示している。様々な態様において、放出特性はコーティング組成および硬化時間を変えることによる油コーティング化学の変化を通じて制御することができる。教示は、 150°F で3日間の硬化により生成した疎水性非ポリマー性架橋ゲルは 200°F で24時間硬化したものよりも過酸化化合物/エーテル/炭素-炭素架橋が少ないことを示している。教示は、硬化魚油コーティングの架橋およびゲル化は、温度が上がるにつれて増加する魚油成分中のヒドロペルオキシドの生成に直接依存しうることを示している。本明細書に提示する溶解実験により、薬物放出およびコーティング分解は 150°F の硬化条件を用いて生成した架橋コーティングでは、 200°F の硬化条件を用いて作成したもの比べて速いことが明らかにされている。」(6頁31行-7頁10行)

ウ

「図7は実施例1の硬化魚油コーティングのけん化後に検出された脂肪酸鎖の様々な化学構造の概略を示す図である。」(8頁12-13行)

エ

「硬化およびゲル形成

一つまたは複数の治療薬を含む天然油出発原料を硬化して、本発明の薬物放出および送達コーティングのための非ポリマー性架橋ゲルコーティングを生成するために、いくつかの方法が利用可能である。本発明の疎水性非ポリマー性架橋ゲルコーティングを生成するための出発原料の好ましい硬化法には、加熱(例えば、オーブン、広帯域赤外(IR)光源、コヒーレントIR光源(例えば、レーザー)、およびその組み合わせの使用)および紫外(UV)線照射が含まれるが、それらに限定されるわけではない。出発原料は自動酸化により架橋されてもよい。

(略)

本明細書に記載の様々な態様に従い、本発明の薬物放出コーティングのコーティング成分は、脂肪酸化合物から誘導されうる非ポリマー性架橋ゲルで生成される。コーティングを生成するために用いられる油が魚油またはその類縁体もしくは誘導体である場合、脂肪酸には $\omega-3$ 脂肪酸が含まれる。液体魚油を加熱すると、魚油中に酸素を吸収して自動酸化が起こり、魚油中の不飽和($\text{C}=\text{C}$)部位の量に応じた量のヒドロペルオキシドを生じる。しかし、($\text{C}=\text{C}$)結合は最初の反応では消費されない。ヒドロペルオキシドの生成と同時に、($\text{C}=\text{C}$)二重結合の共役に加えて二重結合のシスからトランスへの異性化が起こる。ヒドロペルオキシドの生成は温度と共に増大することが明らかにされている。魚油を加熱することで、過酸化化合物($\text{C}-\text{O}-\text{O}-\text{C}$)、エーテル($\text{C}-\text{O}-\text{C}$)、および炭化水素($\text{C}-\text{C}$)架橋の組み合わせを用いての魚油の不飽和鎖間の架橋が可能となる。架橋の生成はコーティングのゲル化を引き起こす。加熱はシス($\text{C}=\text{C}$)結合のトランス配置への異性化も引き起こしうる。($\text{C}=\text{C}$)結合はディールス-アルダー反応を用いてグリセリド炭化水素鎖における $\text{C}-\text{C}$ 架橋も形成しうる。架橋によるコーティングの固化に加えて、ヒドロペルオキシドおよび($\text{C}=\text{C}$)結合の両方が二次反応を起こして、アルデヒド、ケトン、アル

コール、脂肪酸、エステル、ラクトン、エーテル、エーテル、および炭化水素を含む低分子量の二次酸化副生成物へと変換される。」（26頁25行-29頁3行）

オ

「したがって、様々な態様において、本発明の薬物放出コーティングは、魚油のものなどの脂肪酸化合物から誘導される非ポリマー性架橋ゲルを含み、これは遊離および結合グリセロール、モノグリセリド、ジグリセリド、およびトリグリセリド、脂肪酸、無水物、ラクトン、脂肪族過氧化物、アルデヒド、およびケトン分子に加えて、トリグリセリドおよび脂肪酸分子の架橋構造を含む。ゲル中の大部分の架橋を形成している過氧化物結合に加えて、硬化後にはかなりの量のエステル結合が残っていると考えられる。コーティングは分解（例えば、加水分解により）して脂肪酸、短鎖および長鎖アルコール、ならびにグリセリド分子を生じ、これらはすべて非炎症性で、同様に、例えば、平滑筋細胞などの細胞により消費されうる。したがって、コーティングは生体吸収性で、実質的に非炎症性化合物に分解する。架橋の量は硬化温度、硬化時間、抗酸化剤の量、UV照射への曝露または乾性油の有無を改変することにより調節しうる。

コーティングの生体吸収

本発明の好ましい態様の薬物放出コーティングのコーティング成分が生体吸収性であることから、コーティングは体組織の細胞によって経時的に完全に吸収されることになる。様々な態様において、コーティング中の物質、またはコーティングのインビボ変換副生成物で炎症反応を誘導するものは実質的になく、例えば、コーティングはインビボで非炎症性成分に変換される。例えば、様々な態様において、本発明のコーティングは変換後に測定可能な量の乳酸およびグリコール酸分解生成物を生じない。好ましいコーティングは一般に、遊離脂肪酸およびビタミンE（ α -トコフェロール）の混合物も含む可能性がある、トリグリセリドに結合した ω -3脂肪酸からなるか、またはそれらから誘導される。トリグリセリドはリパーゼ（酵素）によって分解され、細胞膜を通過して輸送されうる遊離脂肪酸となる。例えば、図3は、トリグリセリドのエステル結合の塩基触媒性加水分解の概略図を示す。続いて、細胞による脂肪酸代謝が起こり、コーティングから生じる任意の物質を代謝する。本発明のコーティングの生体吸収性により、コーティングは経時的に吸収され、生体適合性の基礎となる送達または他の医療デバイス構造だけを残すことになる。本発明の好ましい態様において、生体吸収性コーティングまたはその分解生成物に対して異物炎症反応は実質的にない。」

（30頁13行-31頁13行）

カ

「実施例

下記の実施例はすべて魚油出発原料を用いる。この出発原料は、ヨウ素価（鎖不飽和の量の尺度）が150よりも高い、様々な鎖長の飽和および不飽和脂肪酸、グリセリド、およびトリグリセリドの混合物を含んでいた。ヨウ素価が高いほど炭化水素鎖の不飽和度が高い。具体的には、魚油は少なくとも18%のすべてシス型の5, 8, 11, 14, 17-エイコサペンタエン酸（EPA）および12%のすべてシス型の

4, 7, 10, 13, 16, 19-ドコサヘキサエン酸（DHA）脂肪酸を含んでいた。製造者の分析証明書（Pronova, EPAX 3000 TG）に記載されている、魚油のけん化後にGC/MS分析により検出された脂肪酸鎖の化学構造を図7に示す。分析証明書には、魚油が27.59%の飽和脂肪酸、23.30%の不飽和脂肪酸、および45.05%の多不飽和脂肪酸を有し、そのうち40.63%は具体的には ω -3脂肪酸であることも示されていた。

様々な実施例において、薬物放出コーティングおよび試験コーティングした医療デバイスは、特定の実施例において別記されているものを除き、一般には下記のとおり調製した。コーティングした医療デバイスは、

Atrium ProliteまたはProlite Ultraのいずれかのポリプロピレンメッシュを液体魚油（EPAX 3000 TG）に手作業による浸漬および/またはローラー適用により封入して調製した。続いて試料をテフロンで内面加工した金属パンに入れて硬化した。

実施例1：コーティングの構造決定

実施例1において、コーティングされた医療デバイスを高気流オーブンで一連の時間および温度（標準条件は150°Fで3日間および200°Fで24時間であった）で硬化し、その後魚油を、触媒として熱を用いての脂質自動酸化メカニズムにより、ポリプロピレンメッシュを封入している架橋ゲルコーティングに変換した。

FTIR、DSC、液体および固体状態 13 C NMR、X線回折、GC/MS、およびLC/MS分析を、200°Fで24時間硬化した

E P A X 3 0 0 0 T G 魚油コーティングに対して行った。

F T I R 分析：

図8はF T I R分析であり、非硬化魚油（8 0 1）と最終硬化コーティングの比較を示している。F T I Rは、コーティングがヒドロキシル（8 0 0）、メチレン（8 0 5）、メチル（8 0 5）、トランスC=C（8 1 0）、および無水物／脂肪族過酸化物／ラクトン結合（8 1 5 および8 3 0）を含んでいたことを示している。無水物／ラクトン／脂肪族ジアシルペルオキシドのバンド吸収で見られるとおりに架橋の存在が検出されたことに加えて、複雑なカルボニルのバンド形が得られ、エステル（8 2 0）、ケトン（8 2 5）、アルデヒド（8 2 5）、および脂肪酸（8 0 0）副生成物吸収を含むことが判明した。メチレンバンドの位置は、コーティング中に存在する炭化水素鎖は無秩序状態にあることを示しており、これは非結晶構造と一致する。さらに、魚油出発原料中のシスC=C結合（8 3 5）は硬化工程中にほぼ完全に消費されたことが観察された。硬化工程に対応するトランスC=C結合（8 1 0）の増加が見られた。

（略）

加水分解試験

実験は、本実施例の硬化コーティングは主にエステル結合と、それよりも少ない量の無水物、ラクトン、および脂肪族過酸化物結合を含み、これらはインビボで加水分解を受けて経時的により小さい成分に変わることになることを示している。以下の所見は、図3に示すとおり、加水分解メカニズムを用いての硬化コーティングの変換を裏付けている。これらの実験は、硬化コーティングの変換を評価するために、以下のとおりに行った。

けん化反応を、トリグリセリドエステルを低分子量の脂肪酸およびアルコール（すなわち、グリセロール）に容易に変換することが公知の、0. 1 M NaOH (pH > 11) 中で行った。NaOH溶液に加え、30分以内に完全に溶解した後、硬化魚油コーティングは加水分解メカニズムにより分解したことが確認され、裸のポリプロピレンメッシュが残った。

150° Fおよび200° Fで硬化したコーティングの分解挙動における差を評価するために、硬化魚油封入メッシュ試料を37° Cおよび55° Cの両方で0. 1 M NaCl溶液を含む0. 1 Mリン酸ナトリウム緩衝液

(pH = 7. 4) に加えた。200° Fで硬化したコーティングは55° Cでは18日間で溶解したが、37° Cでは溶解するのに12週間かかった。

150° Fで硬化したコーティングは55° Cで18~21日間で溶解した。

150° Fおよび200° Fで硬化したコーティングの変換挙動における差をさらに評価するために、1×1' コーティングを20mlの0. 1 M NaOH (pH > 11) を含む20mlガラスシンチレーションバイアルに入れた。コーティングが加水分解され、溶液中に溶解する時間は、150° Fで硬化したコーティングでは約14分、200° Fで硬化したコーティングでは19分と判明し、これは200° Fで硬化したコーティングは基本条件下ではより多く架橋し、したがってけん化に長い時間がかかるというF T I Rスペクトルデータと一致している。

緩衝溶液中で変換された硬化コーティングから取得したF T I Rスペクトルは、脂肪酸、脂肪酸塩、およびアルコールの生成に一致していた。第16日の加水分解材料から取得した代表的スペクトルを図13に示している。このスペクトルは、図8のスペクトルと比べた場合、OH（水およびアルコール）バンド（1305）、CH₂バンド（脂肪酸およびアルコール、1310）、エステルC=Oバンド（1320）および脂肪酸C=O-Oバンド（1325）において有意な差を示している。」（37頁24行-42頁17行）

キ

「1. 医療デバイス用コーティングであって、前記コーティングは、疎水性非ポリマー性架橋ゲル、治療薬および脂肪酸を含む、コーティング。

2. 医療デバイス用コーティングであって、前記コーティングは、疎水性非ポリマー性架橋ゲル、治療薬および脂肪酸を含み、インビボで該治療薬を所望の放出速度で放出する、コーティング。

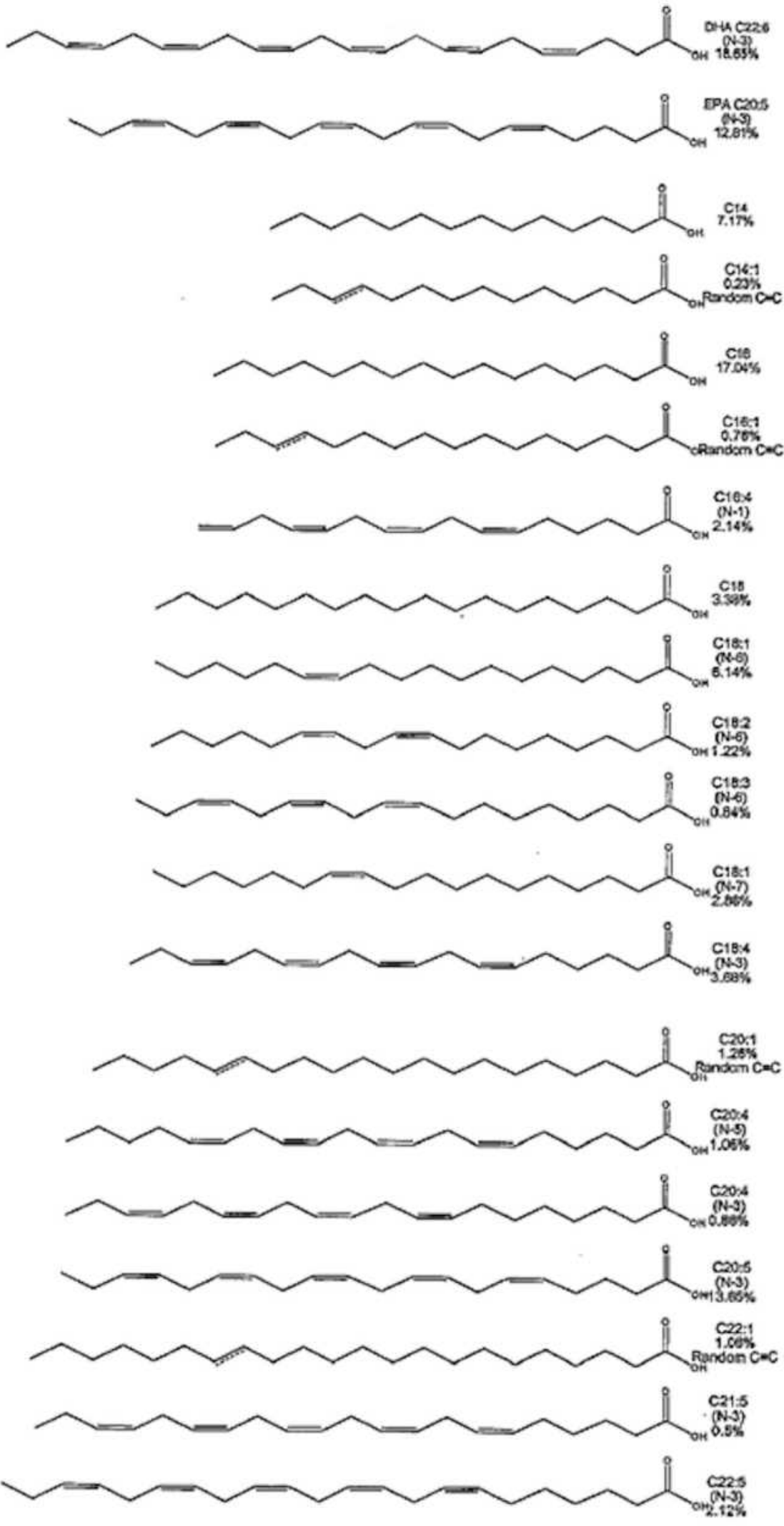
3. 医療デバイス用コーティングであって、前記コーティングは、疎水性非ポリマー性架橋ゲル、治療薬および脂肪酸を含み、インビボで非炎症性成分に分解する、コーティング。

（略）

30. 生体吸収性である、請求項1-29のいずれか一項に記載のコーティング。

31. 天然油含有出発原料から誘導される、請求項1-29のいずれか一項に記載のコーティング。

32. 前記天然油含有出発原料が魚油である、請求項31に記載のコーティング。」（請求の範囲）



(3) 刊行物に記載された発明

刊行物Aには、脂肪酸を含み、魚油等の天然油含有出発原料から医療デバイス用コーティングを構成すること（上記（2）ア、キ）、該コーティングは加熱による自動酸化等の架橋により構成され、外部架橋剤を要していないこと（上記（2）イ、エ、カ）、該コーティングはインビボで脂肪酸やグリセリド等、出発原料であるトリグリセリド由来の物質に加水分解されること（上記（2）オ、カ）が記載されていること、図7（上記（2）ク）は、実施例1の硬化魚油コーティングのけん化後に検出された脂肪酸鎖の様々な化学構造の概略を示しており（上記（2）ウ）、この図においてC16脂肪酸は、 $17.04\% (C16) + 0.76\% (C16:1) + 2.14\% (C16:4) = 19.94\%$ 含まれることが示されていることを踏まえると、以下の発明（以下、「刊行物発明」という。）が記載されているものと認められる。

「医療デバイス用コーティングであって、前記コーティングは架橋脂肪酸を含み、前記脂肪酸は、 19.94% のC16脂肪酸を含み、前記コーティングは、外部架橋剤を含まず、前記コーティングは、インビボで遊離脂肪酸やグリセリド等の出発原料であるトリグリセリド由来の成分に加水分解する、コーティング。」

(4) 対比

補正発明と刊行物発明とを対比する。

刊行物発明のコーティングの出発原料である「トリグリセリド」は、加水分解を受けると遊離脂肪酸、グリセリドおよびグリセロールへと変換されることは、最早例示するまでもなく本願出願（優先日）前における周知の技術事項である。

また、硬化魚油コーティングのけん化後に検出されたC16脂肪酸は、 19.94% 含まれること、すなわち、 $5\sim 50\%$ の範囲内で含まれることが示されている。

そうすると、補正発明と刊行物発明とは、

「医療デバイス用コーティングであって、

前記コーティングは、架橋脂肪酸を含み、前記脂肪酸は、 $5\sim 50\%$ のC16脂肪酸を含み；

前記コーティングは、外部架橋剤を含まず；そして、

前記コーティングは、インビボで遊離脂肪酸、グリセリドおよびグリセロールに加水分解する、コーティング。」

の点で一致し、次の点で一応相違するものと言える。

一応の相違点：

補正発明では、かかるコーティングは、インビボでの加水分解を促進するのに十分な量のカルボン酸基を含むことを特定しているのに対し、刊行物発明ではその点が明らかでない点。

(5) 判断

上記相違点について検討する。

補正発明は、その実施例において「魚油から誘導された」

（【0153】）ものを包含し、刊行物発明は、該補正発明と同様、魚油を出発原料としたコーティングであり、該魚油は、脂肪酸を含むものである（上記（2）エおよびオ）。また、補正発明は、その実施例において「被覆医療デバイス（例えばポリプロピレンメッシュ）を高空気流オープンにて 200°F で24時間にわたって硬化させた後、魚油を、魚油に存在するC=C結合を酸化させて酸化副生成物（すなわち、炭化水素、アルデヒド、ケトン、グリセリド、脂肪酸）を形成させ、元々の油のトリグリセリドから誘導されたエステルを十分に保存しながら、ポリプロピレンメッシュを封入する架橋生体材料コーティングに変換した。」（【0153】）との実施態様を示し、刊行物発明の実施例は、該補正発明と同様、「コーティングされた医療デバイスを高気流オープンで一連の時間および温度（標準条件は 150°F で3日間および 200°F で24時間であった）で硬化し、その後魚油を、触媒として熱を用いての脂質自動酸化メカニズムにより、ポリプロピレンメッシュを封入している架橋ゲルコーティングに変換した」ものである（上記（2）カ）。そうすると、刊行物発明においても、補正発明と同程度に、インビボでの加水分解を促進するのに十分な量のカルボン酸基を含むものと解するのが相当である。

このため、上記一応の相違点に関し、補正発明と刊行物発明とは実質的に相違しない。

(6) まとめ

以上のことからみて、補正発明は、刊行物発明と相違する点を実質的に存在せず、刊行物Aに記載された発明であるから、特許法第29条第1項第3

号に該当し、特許を受けることができないものである。したがって、補正発明は、特許出願の際独立して特許を受けることができるものではない。

4 請求人の主張

請求人は審判請求の理由において「図7は、魚油出発原料（fish oil starting material）の脂肪酸成分を示しており（第37ページ25行）、このような魚油出発原料を硬化させることによって形成される実際のコーティングにおける脂肪酸の比ではありません。」と主張する。しかし、「図7は実施例1の硬化魚油コーティングのけん化後に検出された脂肪酸鎖の様々な化学構造の概略を示す図」（上記3（2）ウ）であり、すなわち、実際のコーティングとなったものの脂肪酸の比を示すものである。このため、上記主張を勧案することができない。

5 むすび

以上のとおり、本件補正は、特許法第17条の2第6項の規定に違反しているものと認められるので、同法第159条第1項で読み替えて準用する同法第53条第1項の規定により却下すべきものである。

第3 本願発明

上記第2で結論したとおり平成26年7月7日付け手続補正書による補正は却下されたので、本願にかかる発明は平成25年8月23日付け手続補正書により補正された特許請求の範囲の請求項1-61にそれぞれ記載された事項により特定されたとおりのものであり、そのうち、請求項1にかかる発明（以下、「本願発明」という。）は次のとおりである。

「医療デバイス用コーティングであって、

前記コーティングは、架橋脂肪酸を含み、前記脂肪酸は、5～50%のC16脂肪酸を含み；そして、

前記コーティングは、インビボで遊離脂肪酸、グリセリドおよびグリセロールに加水分解する、コーティング。」

第4 当審の判断

1 引用文献及びその記載事項

原査定において引用され、本願出願（優先日）前に外国において頒布された刊行物であることが明らかな下記引用文献1は、上記第2の3（2）における刊行物Aと同じ文献であり、したがって、該引用文献1には同箇所に摘示したアークの事項が記載されている。

引用文献1：国際公開第2007/047781号

2 引用文献1に記載された発明

引用文献1には、上記第2の3（3）において認定した刊行物発明が記載されている。

3 対比・判断

本願発明と刊行物発明とを対比すると、上記第2の3（4）に示した点を踏まえれば、両者の間に相違点は存在しない。

4 まとめ

そうすると、本願発明は、刊行物発明と相違する点が存在せず、したがって引用文献1に記載された発明であるから、特許法第29条第1項第3号に該当し、特許を受けることができないものである。

第5 むすび

以上のとおりであるから、本願については、他の請求項について検討するまでもなく上記理由により拒絶すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

平成27年 9月 3日

審判長	特許庁審判官	松浦 新司
	特許庁審判官	大熊 幸治
	特許庁審判官	関 美祝

（行政事件訴訟法第46条に基づく教示）

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日

(附加期間がある場合は、その日数を附加します。) 以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

[審決分類] P 1 8 . 1 1 3 - Z (A 6 1 L)
5 7 5

出訴期間として90日を附加する。

審判長	特許庁審判官	松浦 新司	8314
	特許庁審判官	関 美祝	9045
	特許庁審判官	大熊 幸治	9042